

令和7年度 生駒市家庭相談員（会計年度任用職員）募集要項

生駒市は、児童のいる家庭の養育などに関する相談業務や児童虐待に関する業務、ヤングケアラーに関する相談支援業務に従事する家庭相談員を次のとおり募集します。

募集人員	2人
任用期間	採用した日～令和8年3月31日（条件付きで更新有り）
業務内容	子育てに関する悩みをもつ家庭を支援するための相談業務など (1) 18歳未満の児童をもつ家庭の養育等に関する相談・援助 (2) 児童虐待通告への対応（調査・指導・調整等） (3) ヤングケアラーの状況にある児童や保護者等の面接、相談支援 (4) 上記業務に伴う記録作業等の事務
応募資格	普通自動車の運転免許を持ち、次のいずれかの条件に該当する人 (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師のいずれかの資格を有する者 (2) 臨床心理士の資格を有し、児童福祉法施行規則第5条の3で定める施設において1年以上相談援助業務に従事した者 (3) その他、令和6年4月1日から適用されている国の「利用者支援事業実施要綱に規定された「虐待対応専門員」の資格等の要件を満たす者 ※パソコン操作(ワード・エクセル等)が業務で必要です。 ※地方公務員法第16条に定める欠格事項に該当する人は受験できません。
勤務場所	生駒市子育て健康部こども政策課こども家庭センター こどもサポート係（家庭児童相談室） 〒630-0257 生駒市元町1丁目6番12号生駒セイセイビル3階
勤務日数	週5日勤務（土、日、祝日、法に定める休日及び市が指定した休日は週休日とする。ただし、週休日に勤務の必要があるときは、原則として他の日と振り替えるものとする）
勤務時間	9：00～17：15（休憩1時間含む） ※時間外対応あり
報酬等	月給 290,374円 このほか、規定に基づき、期末・勤勉手当、時間外勤務手当及び交通費相当額（月55,000円の上限有り）が支給されます。

	社会保険・厚生年金・有給休暇有り
応募書類	<p>(1) 履歴書(3ヶ月以内撮影の写真を貼付してください。手書き・パソコン入力は問いません)</p> <p>(2) 資格を証明するもの(資格証等の写し)</p> <p>(3) A4用紙1枚程度の志望理由書(これまでの経験などをもとに家庭相談員としてどのように取り組んでいきたいかなどについて。手書き・PC入力問わず)</p>
応募方法	<p>上記応募書類をこども家庭センターまで提出してください。</p> <p>※宛名面に「家庭相談員応募」と明記</p> <p>※応募書類は、返却しません。また、採用審査及び手続のみに使用し、当方で責任を持って破棄いたします。</p> <p>応募期限：随時受付</p> <p>※募集は予告なく終了する場合がございます。予めご了承下さい。</p> <p>その他、応募受付に関するお問い合わせは事務局までお電話ください。</p>
選考方法	<p>1次選考：書類選考</p> <p>2次選考：面接</p> <p>※1次選考の結果については、1次選考通過者に、面接日時等をあわせて連絡します。</p>
問い合わせ・書類送付先	<p>生駒市こども家庭センターこどもサポート係</p> <p>(担当：若狭・北里)</p> <p>〒630-0257 生駒市元町1丁目6番12号生駒セイセイビル3階</p> <p>TEL 0743-73-1005 Fax 0743-73-5583</p> <p>E-mail kodomosodan@city.ikoma.lg.jp</p>